

相談



弁護士 無料法律相談【要予約】



県弁護士会所属の弁護士による無料法律相談を実施します。

【時・所】

▼6月9日(木)13時～16時・川内文化ホール

▼6月17日(金)13時30分～16時30分・総合福祉会館(永利町)

【定員】

先着6人

【予約開始】6月1日(水)から

【予約方法】

電話

\*受付時間は平日9時～17時

【予約・問合先】県弁護士会

☎099(226)3765

司法書士

無料法律相談【要予約】

秘密は固く守られます。ぜひ、ご相談ください。

【時】6月24日(金)13時～16時

【所】川内文化ホール

【相談員】県司法書士会所属の司法書士

【内容】主に多重債務に関する相談、そのほか金銭貸借など契約全般に関する相談

【問合先】社会福祉協議会本所 ☎(22)2355

消費生活相談所開設

市役所相談員による消費生活相談所を開設します。訪問販売・クレジット契約に関するトラブルなどありましたら、お気軽に

【時】6月10日(金)13時30分～16時30分

【所】総合福祉会館(永利町)

【対象】本市に居住する方(法人は除く)

【問合先】社会福祉協議会本所 ☎(22)2355

\*相談日には、必ず当事者本人がお越しください。

【定員】先着6人

【予約開始】6月1日(水)から

【予約方法】電話

\*受付時間は平日8時30分～17時15分

【予約・問合先】本庁市民課市民相談G(内線2572)

【問合先】本庁市民課市民相談G(内線2572)

\*相談日には、必ず当事者本人がお越しください。

【時・所】6月14日(火)

▼9時30分～11時30分・樋脇保健センター

▼13時～15時・東郷支所市民談話室

【問合先】本庁市民課市民相談G(内線2562)

安心して飲める水づくり

安全で安心な水の供給は、水道の最も重要な責務です。そこで水道局では、1日1回以上行う3項目(色・濁り・消毒の残留効果)の検査のほかに、月に1回以上行う9項目(一般細菌・大腸菌など)の検査や、全50項目にわたる水質基準項目の検査などを定期的に実施し、安全で良質な水の供給に努めています。

【漏水の簡単な発見方法】

自宅の蛇口を全部閉め、水道メーターをご覧ください。

「1リットル指針」または「星型パイロットマーク」が動いていれば、漏水の可能性がります。

パイロットマーク

1リットル指針

漏水減免制度について

水道メーターより宅地内側からの漏水により使用料が増えている場合は水道料金の減免申請をすることが出来ます。

本市指定給水工事業者(指定工事店)にて修理後、減免申請の手続きを指定工事店にお尋ねください。

【問合先】

水道局水道課(東郷支所内) ☎(42)2320

【問合先】

ねくください。

\*漏水の原因によっては減免できない場合もありますので、指定工事店または水道局までお問い合わせください。

【水道メーターの取り換え】

水道メーターは8年ごとに水道局で取り換えます。取り換える時は、「お知らせはかき」で事前にお知らせします。取り換え後は、蛇口からしばらく水を流してからご使用ください。

【訪問販売などにご注意を】

水道管の洗浄や浄水器の販売については、水道局では一切関与していません。

\*業者の紛らわしい勧誘にはご注意ください。